

改正

平成21年9月25日条例第20号

令和2年3月16日条例第12号

行橋市景観まちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画（第6条—第9条）

第2節 行為の制限等（第10条—第15条）

第3節 助言、指導、勧告等（第16条・第17条）

第4節 景観重要建造物等の指定（第18条—第20条）

第3章 市民による景観づくり

第1節 景観づくり市民団体（第21条・第22条）

第2節 景観アドバイザー（第23条）

第4章 景観審議会（第24条）

第5章 雑則（第25条—第28条）

附則

前文

行橋市は、後背の平尾台へ連なる山地・丘陵地や今川をはじめとした大小の河川、周防灘に面した海岸など、豊かな緑と水に恵まれた自然環境を有している。また、有形・無形の文化財などの歴史的遺産を受け継ぎ、京築地区の交流拠点都市として発展している。私たち市民は、これらの恵まれた条件を生かし、自然と共生した快適で活気に満ちた美しい行橋を育て、責任を持って次世代に残していくことを決意する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の特性が生かされた良好な景観を守り、育て、直し、つくり、将来に継承するために必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づ

く手続等について必要な事項を定めることにより、市民参加のもとに美しくゆとりのある景観の実現を図り、もって心癒す風景のある行橋市のまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本目標)

第2条 本市は、景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について積極的に推進することを基本とする。

- (1) 緑のやまなみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観づくり
- (2) 歴史、文化を守り、育み、伝える風情ある景観づくり
- (3) 個性ある交流拠点都市の活力と自然が共生した魅力あるまちなみ景観づくり

(定義)

第3条 この条例における用語の意義は、特に定めるものを除き、法の例による。

(市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、公共施設（都市計画法第4条第14項に規定する公共施設をいう。以下同じ。）の整備、建築行為等を行うに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 4 市は、景観形成についての知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 5 市は、景観形成の推進に当たっては、市民の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益事業との調整に留意しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めなくてはならない。

- 2 市民及び事業者は、市が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画

(景観計画の策定等)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を策定しようとするときは、法第9条に定める手続によるもののほか、あら

かじめ第25条第1項に定める行橋市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観計画を策定したときは、その内容を告示するものとする。

（景観計画の遵守）

第7条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、景観計画を遵守し、その内容に従わなければならない。

（景観計画の変更）

第8条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条第8項において準用する同条第1項、第2項及び第4項から第6項までに定める手続によるもののほか、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

（景観形成重点地区）

第9条 市長は、第6条第4項に規定する者から景観計画の策定若しくは変更の提案のあった区域又は積極的に景観形成を図る必要があると認める地域があるときは、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定し、景観計画に定めることができる。

2 景観計画において重点地区を定め、又は変更する場合の手続については、第6条及び前条の規定を準用する。

第2節 行為の制限等

（行為等の届出）

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める届出書をあらかじめ市長に提出しなければならない。

（届出を要する行為）

第11条 法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為として条例で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- （2） 屋外における物品の堆積
- （3） 木竹の伐採
- （4） 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明
- （5） 太陽光発電設備の設置

(届出及び勧告等の適用除外)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、規則で定めるものとする。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為の全てとする。

(適合の通知)

第14条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に照らし、相当であると認めたときは、規則で定めるところにより、届出があった日から起算して30日以内に当該届出をした者に対して、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、法第18条第1項の規定にかかわらず、前項の通知を受けた日から当該届出に係る行為に着手することができる。

(完了等の届出)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第3節 助言、指導、勧告等

(助言、指導、勧告等)

第16条 市長は、法第16条第1項又は第2項に規定する届出において、届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し、景観形成を図るために必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、法第16条第3項に規定する勧告をしようとするときは、緊急を要する場合を除き、景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項に規定する助言又は指導は、規則で定める期間内に行うものとする。ただし、前項の規定により景観審議会の意見を聴く場合その他市長が必要であると認める場合は、この限りでない。

(公表)

第17条 市長は、指導又は勧告を受けた者が正当な理由なく、その勧告に従わない場合は、当該事実、第9条に定める届出書に記載する事項その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して意見を述べ

る機会を与えるとともに、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4節 景観重要建造物等の指定

(景観重要建造物等の指定)

第18条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物及び法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ所有者等の同意を得るとともに、景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、所有者等に通知し、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、標識を設置するものとする。

3 市長は、第1項に規定する景観重要建造物等を解除するときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理方法の基準)

第19条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として外観の変更がないようにすること。

(2) 消火器又は消火栓の設置その他必要な防災上の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観を保全するため、市長が必要と認める措置を講ずること。

2 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐために必要な措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観を保全するため、市長が必要と認める措置を講ずること。

(管理に関する命令又は勧告)

第20条 市長は、法第26条又は第34条の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、法第26条又は第34条の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 市民による景観づくり

第1節 景観づくり市民団体

(協議会の認定等)

第21条 景観形成のための活動を目的として結成された団体は、規則で定めるところにより、市長に協議会として認定の申請を行うことができる。

- 2 市長は、前項の申請に係る団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、協議会として認定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により協議会として認定したときは、当該団体に通知し、その旨を公告し、申請書の写しを縦覧に供するものとする。
- 4 市長は、認定した協議会が規則で定める要件に該当しなくなったと認めるとき又は協議会として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(景観計画の提案)

第22条 前条の規定により認定を受けた協議会は、景観計画の策定又は変更を市長に提出することができる。

- 2 市長は、景観形成を推進するための施策を策定し、又は実施するに当たっては、前項の規定により提出された景観計画の提案提案に配慮するものとする。

第2節 景観アドバイザー

(景観アドバイザー)

第23条 市長は、市民の参加と協力により景観形成を推進するため、景観形成に関する市民活動、建築物等のデザイン・色彩等について専門的な助言等の支援を行う景観アドバイザーを設置することができる。

- 2 景観アドバイザーは、景観形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 景観アドバイザーの任期は、2年とし、再任することができる。
- 4 その他景観アドバイザーの設置について必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 景観審議会

(景観審議会)

第24条 次に掲げる事項を所掌するため、本市に行橋市景観審議会を設置する。

- (1) 景観形成についての基本的事項又は重要事項を調査、審議すること。
- (2) 景観形成に関する事項について、市長に意見を述べること。
- (3) 法第3章第1節に規定する景観地区における認定が必要な行為に対し、市長に意見を述べること。

- 2 景観審議会は、委員6人以内をもって組織する。
- 3 委員は、市民、公共的団体の代表者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(表彰)

第25条 市長は、景観形成に貢献したと認められる者又は団体を表彰することができる。

(認定)

第26条 市長は、良好な景観づくりに著しく寄与していると認める建築物等を優良な景観建築物等として認定することができる。

(助成)

第27条 市長は、良好な景観づくりのために必要な行為を行ったと認める者に対し、規則で定めるところにより、当該行為に要した経費の一部を助成することができる。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(条例の見直し)

- 2 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。

附 則 (平成21年9月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。